

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の延長のお知らせ

平成29年度税制改正によって、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)が2年延長されました。

排出ガス性能および燃費性能の優れた軽自動車は、平成30年度・31年度の軽自動車税が軽減されます。(軽減は初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。)

■軽自動車税の税額(平成30年度・31年度課税分)

車種内容	年税額	平成27年3月31日までの登録車両	初年度検査から13年経過した車両	グリーン化特例(軽課税率)(※1)								
				75%軽減(※2)	50%軽減(※3)	25%軽減(※4)						
原付	一種(50cc以下)	2,000円										
	二種(90cc以下)	2,000円										
	二種(125cc以下)	2,400円										
軽自動車	二輪(125cc~250cc以下)	3,600円										
	三輪	3,900円					3,100円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪	乗用(自家用)					10,800円	7,200円	12,900円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物(自家用)					5,000円	4,000円	6,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		乗用(営業用)					6,900円	5,500円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物(営業用)					3,800円	3,000円	4,500円	1,000円	1,900円	2,900円
ポート・トレーラー		3,600円										
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円										
小型特殊	農耕用	2,400円										
	その他	5,900円										
ミニカー		3,700円										

※1 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した車両

※2 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排ガス規制適合)

※3 乗用:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
または平成30年排ガス基準50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準+30%達成車
貨物:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
または平成30年排ガス基準50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

※4 乗用:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
または平成30年排ガス基準50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準+10%達成車
貨物:揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)
または平成30年排ガス基準50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

■軽自動車等の廃車手続き・登録変更

軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している方に年税額が課税されます。そのため、平成30年4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても月割りの計算はなく、年税分の金額を納めていただくこととなります。

また、所有者が亡くなった場合、所有者を変更する場合、住所(定置場)を変更するなどの場合は、軽自動車等の変更届出が必要となりますので、お早めに各届出場所にて手続きを行ってください。

車種	届出場所
原動機付自転車・小型特殊自動車	役場本庁税務課庶務諸税係 ☎72-6936
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会栃木事務所 ☎050-3816-3107
二輪の軽自動車(125cc超~250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	関東運輸局栃木運輸支局 ☎050-5540-2019

平成30年度軽自動車税納税通知は、5月上旬に発送します。

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936